



2014年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 生保顧客

資産相談業務

実施日◆2014年9月14日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2014年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は9月14日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月27日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2014年4月1日現在
施行の法令等に基づいて、解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例
等の各種特例については考慮しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（45歳）は、妻Bさん（40歳）と2人で飲食店を営む個人事業主である。大学卒業後すぐに家業の飲食店を継いだAさんは、会社員としての勤務経験はなく、公的年金の加入歴は国民年金のみである。Aさん夫婦に子はいない。

Aさんの営む飲食店の現状での経営は順調であり、今後も健康な限り夫婦そろって仕事を続けたいと考えている。最近、Aさん夫婦は、老後の生活資金の準備を始めたいと考えており、そのためにも公的年金の年金額等を知りたいと思っている。そこで、Aさん夫婦は、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんに関する資料等は、以下のとおりである。

< Aさんに関する資料 >

- (1) 生年月日 : 昭和44年4月9日
 (2) 公的年金加入歴 : 下記のとおり（見込みを含む）

20歳

60歳

国民年金				
任意未加入期間	保険料未納期間	保険料全額免除期間	保険料納付済期間	保険料納付予定期間
24月	36月	51月	194月	175月

平成元年4月 平成3年4月

平成10年7月

平成26年9月

< 妻Bさんに関する資料 >

- (1) 生年月日 : 昭和49年4月5日
 (2) 公的年金加入歴 : 下記のとおり（見込みを含む）

20歳

31歳(結婚)

60歳

厚生年金保険	国民年金		
被保険者期間	保険料半額免除期間	保険料納付済期間	保険料納付予定期間
99月	24月	122月	235月

平成6年4月

平成14年7月

平成16年7月

平成26年9月

妻Bさんは、現在および将来においてもAさんと同居し、生計維持関係にある。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさん夫婦に対して、公的年金制度からの老齢給付の概要について説明した。
Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 の
イ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

)「昭和36年4月から平成3年3月までの間において、一定の要件を満たす学生であった20歳以上60歳未満の期間は、国民年金の任意加入期間とされ、当該期間のうち、国民年金に任意加入していなかった期間は、()期間として老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます」

)「厚生年金保険の被保険者期間がある妻Bさんは、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことにより、原則として()から老齢厚生年金を受給することができます」

)「老齢基礎年金の支給開始を70歳0カ月とした場合、老齢基礎年金の繰下げによる増額率は()となります」

語句群

イ．保険料納付済 ロ．保険料免除 八．合算対象
ニ．63歳 ホ．64歳 へ．65歳 ト．30% チ．42% リ．88%

《問2》 Aさん夫婦が原則として65歳から受給することができる、以下の , の老齢基礎年金の年金額を、下記の<資料>を基に、計算過程を示して求めなさい。答 は円単位とし、端数処理は以下のとおりとすること。なお、Aさん夫婦は、60歳まで国民年金の保険料を納付するものとする。

- ・〔計算過程〕は、円未満を四捨五入
- ・答 の年金額は、50円未満は切り捨て、50円以上100円未満は100円に切り上げ

Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額はいくらか。
妻Bさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額はいくらか。

<資料>

老齢基礎年金の年金額（平成26年度価額，物価スライド特例措置による金額）

$$772,800円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{2} \times \text{加入可能年数} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{3} \times \text{加入可能年数}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

上記計算式において、保険料4分の1免除月数および4分の3免除月数は省略している。

問題の性質上、明らかにできない部分は「□」「△」「◇」で示してある。

《問3》 Mさんは、Aさん夫婦に対して、老後の年金収入を増やす方法についてアドバイスした。
Mさんのアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「国民年金の定額保険料に加えて付加保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の受給時に、400円に付加保険料納付済期間の月数を乗じて得た額を付加年金として受け取ることができます」

「国民年金基金に加入して掛金を納めた場合は、国民年金基金から老齢年金を受け取ることができます。ただし、国民年金基金に加入した場合は、国民年金の付加保険料を納付することができなくなります」

「国民年金基金連合会が実施する確定拠出年金の個人型年金に加入して掛金を拠出した場合は、当該制度から老齢給付金を受け取ることができます。老齢給付金は、通算加入者等期間が10年以上ある場合、60歳から受け取ることができます」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

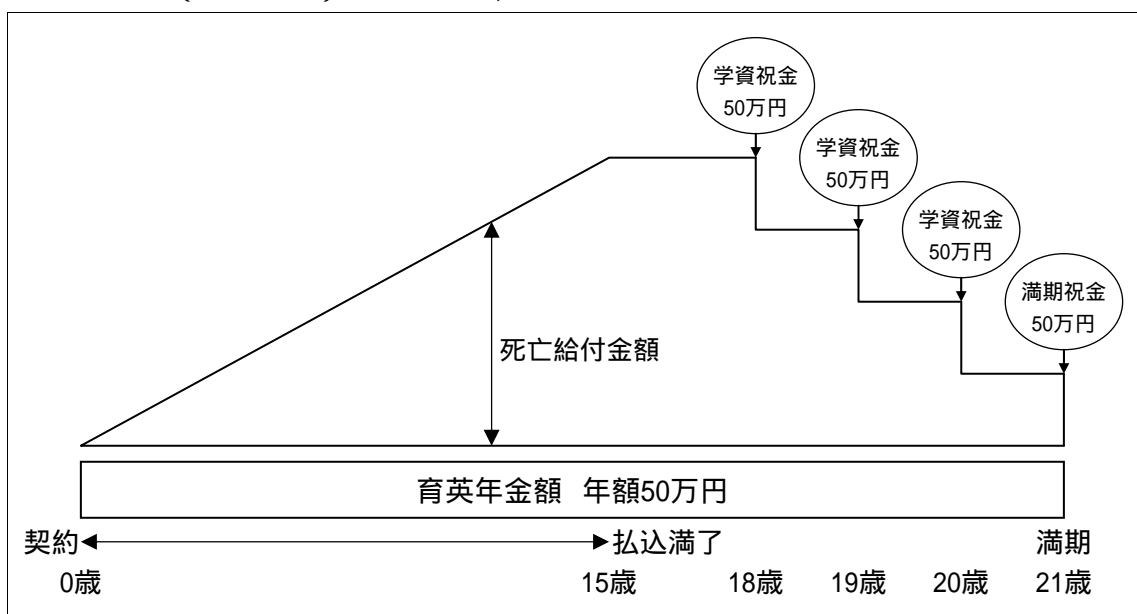
《設例》

会社員のAさん（30歳）は、専業主婦である妻Bさん（28歳）との2人家族である。Aさんは、平成26年10月に第1子の誕生を控え、教育資金の準備や学資（こども）保険への加入を検討している。生命保険会社に相談したところ、下記の学資（こども）保険の提案を受けた。当該保険への加入を検討するに当たり、知人であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。また、Aさんは、健康保険から受けられる出産に関する保険給付や児童手当等についての知識も深めたいと思っている。

生命保険会社から提案を受けた学資（こども）保険に関する資料は、以下のとおりである。

<生命保険会社から提案を受けた学資（こども）保険に関する資料>

保険の種類	: 学資（こども）保険（育英年金特約付加）
契約者（=保険料負担者）	: Aさん（Aさん死亡後の承継契約者は妻Bさん）
被保険者	: 第1子
主契約の基本保険金額	: 200万円
特約育英年金額	: 50万円
保険期間	: 21歳満期
保険料払込期間	: 15歳満了
月払保険料（口座振替）	: 10,753円



上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんが知識を深めたいと思っている出産・育児等に関する社会保険制度等について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄～に入る最も適切な語句を、下記の語句群のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、妻Bさんは、25歳でAさんと結婚後、専業主婦であることとする。

「妻Bさんが平成26年10月に第1子を出産した場合、Aさんは、加入している健康保険から、()を受給することができます」

「妻Bさんの出産後、Aさんは、第1子が3歳になるまで、原則として、月額()の児童手当(平成26年度価額)を受給することができます。ただし、児童手当には、扶養親族等の数に応じて所得制限限度額が設けられており、受給資格者の所得が所得制限限度額以上である場合は、月額5,000円(特例給付、平成26年度価額)となります。なお、子が1人の場合、児童手当は、第1子の()時まで受給することができます」

語句群

イ．出産手当金 ロ．出産育児一時金 八．家族出産育児一時金
ニ．1万円 ホ．1万2,000円 へ．1万5,000円
ト．小学校修了 チ．中学校修了 リ．高等学校修了

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、学資(こども)保険の商品内容および加入時の注意点等について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明に関する次の記述～について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「学資(こども)保険は教育資金の準備に適した保険商品です。仮に学資(こども)保険を中途解約した場合であっても、保障内容や経過年数等を問わず、解約返戻金の額は既払込保険料総額を上回ります」

「学資(こども)保険はクーリング・オフ制度の対象です。法律上、契約者は保険契約の申込日または契約申込みの撤回等の事項を記載した書面を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて3日以内に限り、契約を撤回することができます」

「提案を受けている学資(こども)保険に加入後、仮にAさんが亡くなった場合、以後の保険料の払込みをする必要はなく、育英年金や学資祝金、満期祝金を受け取ることができます」

《問6》 Mさんは、Aさんに対して、下記の〈資料〉の諸係数早見表を用いて、教育資金準備のシミュレーションを行った。下記の〈資料〉にある係数のうち、いずれかの数値を用いて、次の、を求めなさい。なお、答は円単位とし、端数が生じる場合は、それぞれ円未満を四捨五入し、税金や手数料等は考慮しないものとする。

〈資料〉 年利1.0%の諸係数早見表

期間	現価係数	減債基金係数	年金現価係数
1年	0.9901	1.0000	0.9901
4年	0.9610	0.2463	3.9020
18年	0.8360	0.0510	16.3983

Aさんは、第1子の大学4年間の教育資金として、毎年150万円の資金を準備する必要があると考えている。18年後の48歳から4年間、年利1.0%で複利運用しながら毎年150万円の教育資金を受け取る場合、48歳時に必要となる原資はいくらか。

Aさんの48歳時に、上記の原資を確保することを目標として、今後18年間にわたって、年利1.0%で複利運用しながら教育資金を毎年積み立てるとした場合、必要となる毎年の積立額はいくらか。

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（65歳）は、X社の専務取締役である長男Bさんに事業を譲ることを検討している。また、社長の交代時期に合わせ、X社の役員や従業員を対象とした福利厚生制度の整備・充実も検討している。そこで、生命保険会社の営業職員であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談したところ、下記の生命保険の提案を受けた。

< Aさんが提案を受けた生命保険の内容 >

保険の種類	養老保険（特約付加なし）	
契約者（＝保険料負担者）	X社	
被保険者	全役員・全従業員（20名）	
保険金受取人	満期時	X社
	死亡時	被保険者の遺族
保険期間・保険料払込期間	65歳満了	
保険金額	被保険者1人当たり800万円	
年払保険料	600万円	
配当方法	積立配当	

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、Aさんが役員在任期間（勤続年数）18年2カ月で退任し、X社が役員退職金として2,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。答は万円単位とすること。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

《問8》 Mさんが、Aさんに対して提案した生命保険に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

X社が支払う保険料は、保険期間の当初6割相当期間は支払保険料の2分の1の金額が資産に計上され、残りの2分の1の支払保険料は損金に算入される。その後の4割相当期間は支払保険料の全額を損金の額に算入するとともに、資産に計上されている支払保険料の額を期間の経過に応じて取り崩し、損金の額に算入する。

X社では、現時点における役員・従業員だけでなく、プラン導入後に入社する従業員に対しても、当該プランの趣旨を周知徹底するとともに、プラン導入後に加入漏れ等が生じないように留意する必要がある。

提案を受けている生命保険に加入した後、被保険者が保険期間中に退社し、保険契約を解約した場合、その時点での解約返戻金相当額が被保険者本人に直接支払われる。

《問9》 提案を受けている生命保険に加入した後、従業員のCさんが死亡し、Cさんの遺族が死亡保険金を受け取った場合のX社の経理処理（仕訳）について、下記の<条件>を基に、空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

<条件>

- ・従業員Cさんを被保険者とする保険契約について、Cさんの死亡時までX社が支払った保険料の総額を100万円とする。
- ・従業員Cさんを被保険者とする保険契約について、X社が計上している配当金積立金の額を5万円とする。
- ・契約者貸付制度の利用や契約内容の変更等はいっさいないものとする。
- ・上記以外の条件は考慮しないものとする。

<経理処理（仕訳）>

借 方		貸 方	
()	()万円	()	()万円
		配当金積立金	5万円

語句群

イ．雑損失 口．雑収入 八．現金・預金 二．保険料積立金
 ホ．死亡退職金 へ．50 ト．55 チ．100 リ．105 又．800
 ル．805

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんとの4人家族である。Aさんは、新築戸建住宅の購入を検討しており、住宅借入金等特別控除の適用要件等について知りたいと思っている。

Aさんの家族に関する資料および平成26年中に解約した生命保険に関する資料等は、以下のとおりである。

< Aさんの家族に関する資料 >

Aさん（46歳）： 会社員

妻Bさん（48歳）： 平成26年中にパートタイマーにより給与収入100万円を得ている。

長男Cさん（25歳）： 大学院生。平成26年中にアルバイトにより給与収入75万円を得ている。

長女Dさん（17歳）： 高校生。平成26年中の収入はない。

< Aさんの平成26年分の収入等に関する資料 >

給与収入の金額： 880万円

生命保険の解約返戻金額： 560万円

< Aさんが平成26年中に解約した生命保険に関する資料 >

保険の種類： 一時払変額個人年金保険（無配当）

契約年月： 平成17年7月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん

死亡保険金受取人： 妻Bさん

解約返戻金額： 560万円

一時払保険料： 500万円

妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

家族の年齢は、いずれも平成26年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 新築戸建住宅を購入した場合における所得税の住宅借入金等特別控除（以下、「本控除」という）の適用要件に関する以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を、下記の語句群 のイ～ヌのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

本控除の適用対象となる住宅の要件は、取得した新築戸建住宅の床面積が（ ）以上であり、かつ、床面積の2分の1以上の部分が専ら自己の居住の用に供するものであることとなっている。また、取得の日から（ ）以内に居住の用に供し、適用を受ける年の年末まで引き続き住んでいることも要件のひとつである。

なお、本控除の適用対象となる住宅借入金等は、償還期間が（ ）以上の割賦償還等の方法により返済することとされているものである。

語句群

イ．50㎡	ロ．100㎡	ハ．120㎡	ニ．6カ月	ホ．8カ月	ヘ．10カ月
ト．1年	チ．5年	リ．10年	ヌ．25年		

《問11》 Aさんの平成26年分の所得税額の計算に関する次の記述 ～ について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

妻Bさんは、Aさんと生計を一にしており、かつ、合計所得金額が38万円を超えていないため、Aさんの控除対象配偶者となる。

長男Cさんは、Aさんと生計を一にしており、かつ、大学院生であるため、Aさんの特定扶養親族に該当する。

Aさんが受け取った一時払変額個人年金保険の解約返戻金額は、保険期間10年以内の解約によるものであるため、その保険差益の額は源泉分離課税の対象となる。

《問12》 Aさんの平成26年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお，復興特別所得税は考慮しないものとする。また，問題の性質上，明らかにできない部分は「 」で示してある。

	給与所得の金額	()円
	一時所得の金額	円
(a)	総所得金額	()円
	社会保険料控除	円
	生命保険料控除	円
	配偶者控除	円
	扶養控除	()円
	基礎控除	380,000円
(b)	所得控除の額の合計額	2,500,000円
(c)	課税総所得金額 (a - b)	円
(d)	算出税額 ((c) に対する所得税額)	()円

<資料> 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	180	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は, 65万円)
180	~ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360	~ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660	~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000	~ 1,500	収入金額 × 5% + 170万円
1,500	~	245万円

<資料> 所得税の速算表

課税総所得金額	税率	控除額
万円超		
万円以下		
195	5%	-
195 ~ 330	10%	9万7,500円
330 ~ 695	20%	42万7,500円
695 ~ 900	23%	63万6,000円
900 ~ 1,800	33%	153万6,000円
1,800 ~	40%	279万6,000円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

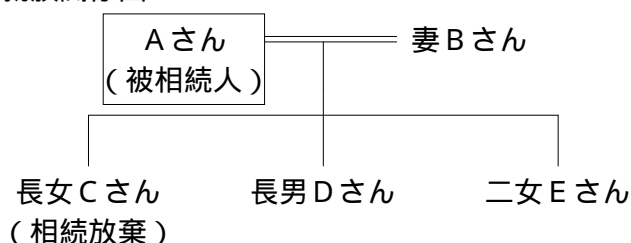
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、平成26年4月に、病気により76歳で死亡した。Aさんは、生前、自身の死後に家族の生活が困らないよう、生命保険に加入していた。また、自身の死後に家族が争わないよう、公正証書遺言を作成していた。

Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。なお、長女Cさんは家庭裁判所に相続の放棄をする旨を申述し、正式に受理されている。

< Aさんの親族関係図 >



< Aさんの主な相続財産（下記生命保険を除く）>

現預金	:	2億円
自宅（土地240㎡）	:	5,000万円
（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の相続税評価額）		
自宅（建物）	:	1,000万円（固定資産税評価額）

< Aさんが加入していた生命保険に関する資料 >

終身保険

契約者（＝保険料負担者）・被保険者	:	Aさん
死亡保険金受取人	:	妻Bさん
死亡保険金額	:	5,000万円

終身保険

契約者（＝保険料負担者）・被保険者	:	Aさん
死亡保険金受取人	:	長女Cさん
死亡保険金額	:	4,000万円

一時払終身保険

契約者（＝保険料負担者）・被保険者	:	Aさん
死亡保険金受取人（受取割合）	:	長男Dさん（50%）、二女Eさん（50%）
死亡保険金額	:	4,000万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 遺言に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ ~ リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

民法上、厳格な方式が定められている普通方式遺言のうち、Aさんが作成していた公正証書遺言は、証人()以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授して作成する遺言である。公正証書遺言は、()に遺言書の原本が保管されているため、紛失や改ざん等のおそれがない遺言である。

なお、遺言により遺留分が侵害された場合、遺留分権利者は、遺留分の減殺請求権を行使することができるが、民法によれば、その請求権は、遺留分権利者が相続の開始および減殺すべき贈与または遺贈があったことを知った時から()間行使しないときは、時効によって消滅するとされている。

語句群

イ．1人 口．2人 八．3人 ニ．家庭裁判所 ホ．簡易裁判所
ヘ．公証役場 ト．1年 チ．2年 リ．3年

《問14》 Aさんの相続に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

相続税に係る死亡保険金の非課税限度額は、2,000万円である。

長女Cさんが受け取った終身保険の死亡保険金についても、相続税に係る死亡保険金の非課税の規定が適用される。

Aさんに係る相続により、妻Bさんが自宅の土地および建物を取得した場合、妻Bさんは、相続税の申告期限までにその土地および建物を売却したとしても、その土地について「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることができる。

《問15》 Aさんの相続における課税遺産総額（「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」）が2億4,000万円であった場合の相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は「」で示してある。

(a) 課税価格の合計額		万円
(b) 遺産に係る基礎控除額		(<input type="text"/>)万円
課税遺産総額 (a - b)		2億4,000万円
相続税の総額の基となる税額		
妻 B さん		(<input type="text"/>)万円
長女 C さん		万円
長男 D さん		(<input type="text"/>)万円
二女 E さん		万円
相続税の総額		(<input type="text"/>)万円

< 相続税の速算表 (一部抜粋)>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	1,000	10%	-
1,000	~ 3,000	15%	50万円
3,000	~ 5,000	20%	200万円
5,000	~ 10,000	30%	700万円
10,000	~ 30,000	40%	1,700万円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）